

徳島県告示第九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

令和二年一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
アクサス株式会社	徳島市山城西四丁目一番地	久岡 卓司

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームキーパーデコール沖浜

所在地 徳島市沖浜東三丁目六二番地

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 一、四八九平方メートル

廃止後 〇平方メートル

4 廃止年月日

令和元年十二月三十一日

二 届出年月日

令和元年十二月十一日